

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2023

開催日時：令和5年2月1日(水曜日) 午後1時30分～4時

会場：アルカディア市ヶ谷(私学会館)6階「阿蘇」

プログラム

- 1 基調講演 職業教育の質保証の現状と課題 (13:30～13:50)
専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口 昭彦
- 2 基調報告 職業実践専門課程の現状と質向上 (13:50～14:10)
文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課
専修学校教育振興室 室長 中安 史明
- 3 事業報告 実践的職業教育における第三者評価のステップと公的質保証
(14:10～14:30)
事業実施委員会 委員長
東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口 正雄

【休憩 10分 14:30～14:40】

- 4 登壇者・来場者 意見交換 (14:40～16:00)

テーマ：職業実践専門課程の使命・質保証・第三者評価の推進
進行：東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口 正雄

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室 室長
東京慈恵会医科大学 特命教授
日本電子専門学校 校長
全国専修学校各種学校総連合会 事務局長代行
日本技術者教育認定機構 フェロー
多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問

中安史明
福島 統
船山世界
菊田 薫
三木哲也
山野晴雄

【都合によりプログラムは変更する場合があります。】

主催：特定非営利活動法人職業教育評価機構
(旧：私立専門学校等評価研究機構)

職業教育の質保証の現状と課題

川口 昭彦

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 代表理事
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 名誉教授

「職業実践専門課程」
第三者評価フォーラム2023



2023.2.1

プロローグ

- 現在の教育界の二大テーマは、①学修者本位の教育(学修成果)および ②学修成果の質保証である。
- 教員が「何を教えるか？」ではなく、学修者が「何ができるようになるか？」が重要である。
- 「学び」と「実務」の融合が必要である。「職務遂行能力」の育成が重要である。

参考資料：川口昭彦（一般社団法人専門職高等教育質保証機構編）『DX社会の専門職大学院・大学とその質保証』専門職教育質保証シリーズ、ぎょうせい、令和4年11月

- 国際的に低落が続く日本の国力(経済力および研究開発力)
- 創造社会(DX社会、21世紀)が高等教育に期待する内容・方法は、工業社会(20世紀)のそれらとは異なる：教育パラダイム(教員が何を教えるか?)から学修者本位の教育(学修者が何をできるようになるか?、職務遂行能力)への変革
- サービス業中心のグローバル化社会と人生100年時代：「タテ社会」から「ヨコ社会」への変革とマルチステージ人生

日本の国力は低落している

- 国民1人当たり国内総生産(GDP)
 - ・ 1996年 OECD加盟国(38ヵ国)平均を15%上回っていた(加盟國中5位)。
 - ・ 2020年 OECD加盟国(38ヵ国)平均の90%程度となっている(加盟國中23位)。
- 労働生産性(就業者1人当たりGDP) [製造業]
 - ・ 1990年 OECD加盟國中16位 [2000年までOECD諸国のトップクラス]
 - ・ 2020年 OECD加盟國中28位(OECD平均の78%、アメリカ合衆国の56%) [2015年以降15~18位に低迷]
- 研究開発力(Top1%補正論文数)
 - ・ 2005年まで 世界ランク5~6位
 - ・ 2018年 世界ランク12位

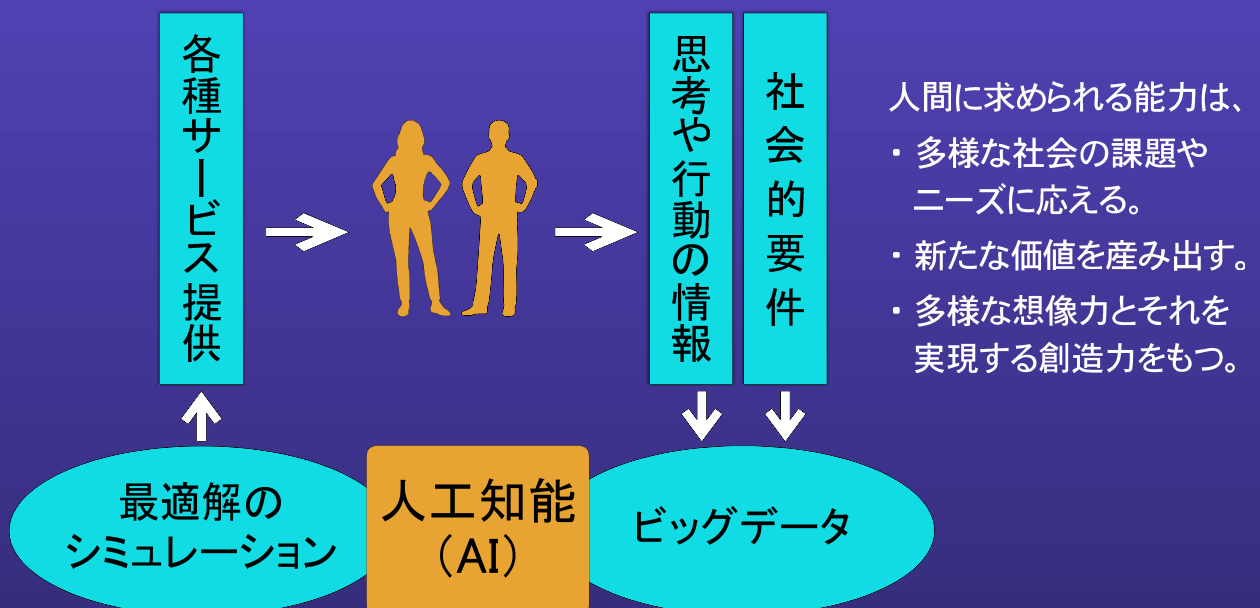
20～21世紀社会の特色

工業社会 (～20世紀末)	情報社会 (1980年代～)	創造社会(DX社会) (2050年)
・ 機械や設備に頼る肉体労働 ・ 業務内容の標準化・マニュアル化 ・ 均一性を前提とした生産 ・ 蓄積した経験に基づく技能習熟 ・ 現場中心の改善 ・ 組織は階層的構造	・ 情報通信技術を活用した自動化・リモート化 ・ 技術革新や課題変化の速度が早まる ・ 求められる資質・能力が変化 ・ 知識や情報が急増、オープンイノベーション ・ 従来からの知識・経験の否定、破壊・非連続イノベーション	・ 情報社会が一層進化し、その特徴が顕著に ・ 定型的業務は人工知能・ロボットが代替・支援 ・ 社会の多様な課題やニーズに応えることへの期待 ・ 知識の共有・集約によって、新たな価値を産み出す ・ 多様な想像力とそれを実現する創造力が価値を産み出す

DX : digital transformation

5

創造社会(DX社会)が人間に求める能力



6

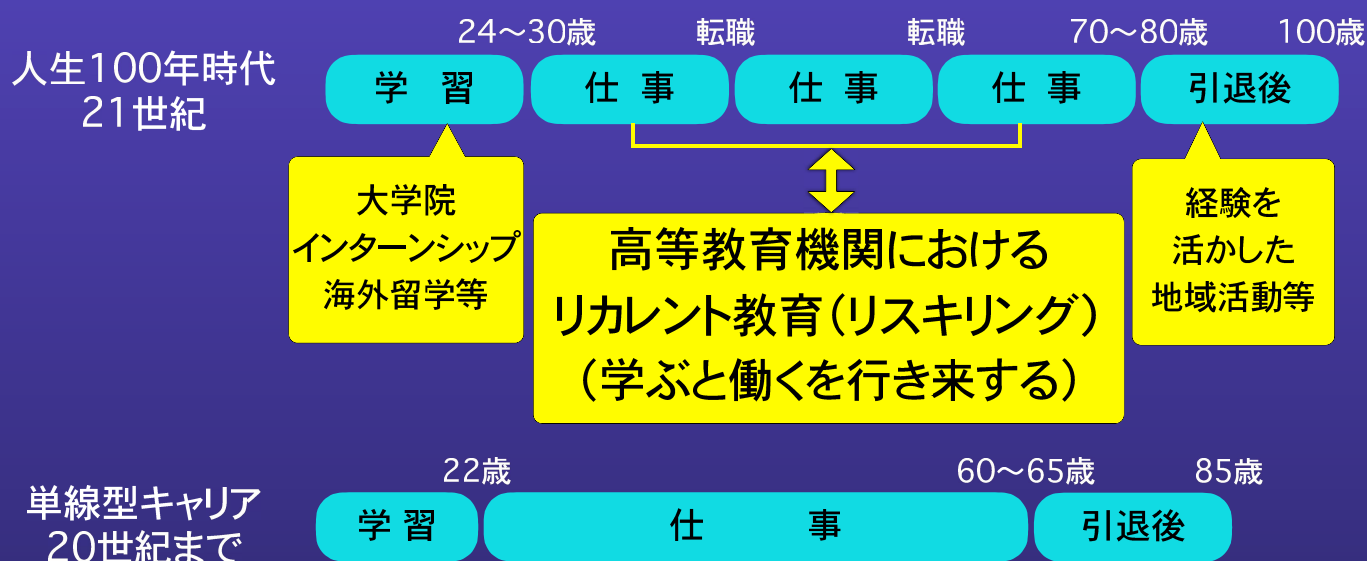
少子高齢化社会と人生100年時代

- 国全体の生産性向上の観点から、従来の「生産年齢(生産活動に従事できる年齢、満15歳以上65歳未満)」という考え方は非現実的になった。
- 現在の状況が続くと仮定すると、2007年に生まれた子供の半数が到達する年齢は、107歳と試算される。100歳まで生きることを想定して、勤労時代に毎年の所得から約1割を貯蓄し、引退後、最終所得の半分相当の資金で暮らしたいと考えた場合には、80歳まで働く必要がある。
- 知識・技能と価値観を自律的に更新し続ける**生涯現役時代**が到来した。
- わが国がアメリカ合衆国と同程度の労働生産性を確保できたと仮定すれば、予測されている人口減少を十分カバーできる。

QAPHE

7

単線型から多様なキャリア・パスへ



QAPHE

8

マルチステージ人生(仕事観や人生観の変化)

- 学業、勤労、退職後という年齢による区分に基づく三ステージモデルから、年齢に囚われず、「学び」「働き」「休み」「遊ぶ」というマルチステージ人生へと変化している。
- 現在、65～69歳の人たちの半数は働いている(総務省 労働力調査 2021年)。
- コロナ禍で在宅勤務やリモート勤務などの展開によって、働き方の柔軟性・自律性が高まり、仕事観や人生観が変わってきている。
- デジタル技術を有効に活用しながら、主体的かつ自律的に人生を歩むことが重要となっている。
- 個人、企業、社会は、どのような意識で、何にどのように取り組むか?

教育パラダイムから学修者本位の教育へ変革

教育パラダイム
20世紀まで

学修者本位の教育
21世紀

- 教員が何を教えるか?
- 履修主義・単位・時間
- インプット、プロセス中心の質保証
- 入口管理(入学試験等)



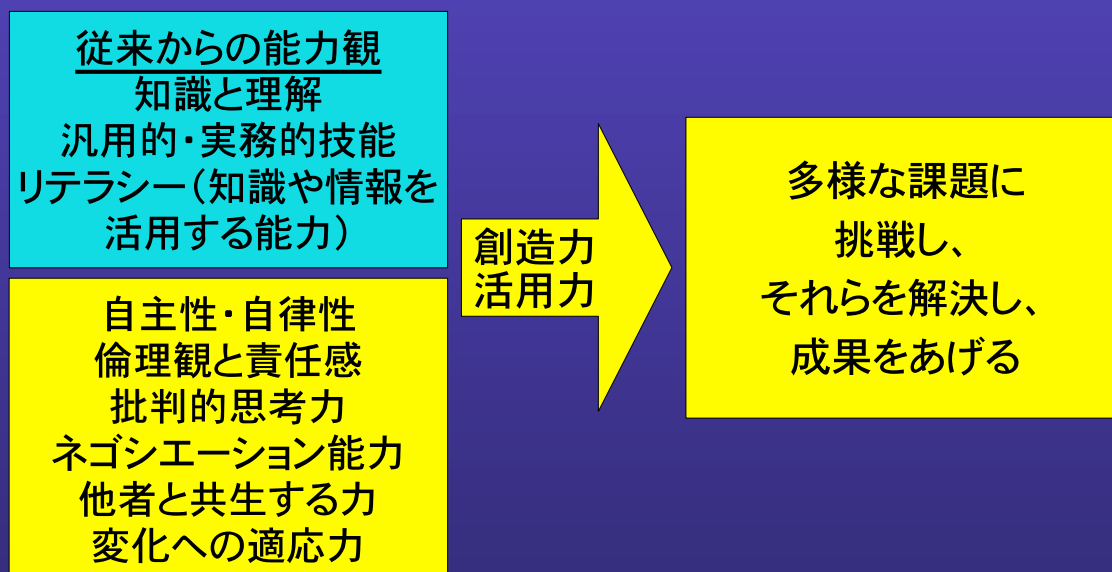
- 学生が何を学び、何ができるようになるか?
- 修得主義、職務遂行能力
- アウトカムズ(成果)中心の質保証
- 出口管理(卒業・修了判定)
- 学修者自らが、学修成果を説明し、社会の理解を得る

「知識・技能」の継承・再生産

「知恵」の修得・創生

知恵: 物事の理を悟り、適切に処理する能力

職務遂行能力の全体像



サービス業中心社会への変革とグローバル化

- 製造業中心の社会(20世紀)から、21世紀はサービス業中心の社会となっている(日本のGDPベースでも、従業員ベースでも、サービス業は、7割を超えている)。
- グローバル化のメリット：これまであった障害がグローバル化によって取り払われることにより、チャンスが大幅に拡大する。→ **新しい分野に挑戦する人材**
- グローバル化のデメリット：関係する国、社会あるいは人が増えることによって、これまでは想像もつかなかった事態が起こる可能性が高い。不確定要素が増える。リスクが増大する。→ **リスクに柔軟に対応できる人材**

サービス業中心のグローバル化社会対応： 「タテ社会」から「ヨコ社会」へ

- 組織間に壁を作り、それぞれの内部で基本的に年齢を中心として、部分最適化を図る**タテ社会**の発想から脱却して、異なる組織間で個別利害を超えた横断的な人材流動の回路を備えた**ヨコ社会**の構築が急務である。
- 「知識・技能の継承・再生産」の教育から、「知恵の修得・創生」の学修への転換のためには、**アクティブ・ラーニング**と**ポートフォリオ**が重要なツールである。
 - ・ アクティブ・ラーニング：能動的学修（グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等）
 - ・ ポートフォリオ：学修者が学んだ内容を自ら評価することによって、「省察性」と「思慮深さ」を醸成

エピローグ：今後の方向性

- 「資格取得」のための教育から、「専門職（プロフェッショナル）」を育成する教育への転換が必要である。（職業実践専門課程設立の目的？）
- 大学への進学率が50%を超えたユニバーサル段階では、かつての少数エリートを対象とした知識・技能を伝えるための教育内容・方法のままでは立ち行かない。高等教育は、高度で実践的な学びを提供する場でなければならない。
- 教員自身も多様な経験・経歴をもつ者が切磋琢磨しつつ、その能力を高め、柔軟に変化していくことが望まれる。
- 学修成果（どのような職務遂行能力を育成できたか）の質保証情報の発信が重要である。



職業実践専門課程の現状と質向上

令和5年2月1日(木)

文部科学省 専修学校教育振興室長 中安史明

1

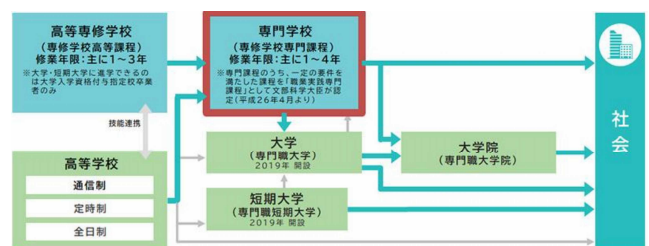
専修学校の現状と課題

専修学校の現状

◆ 専修学校の特徴

- ✓ 社会の変化に即応した実践的な職業教育機関。高等教育機関の一つとして、高等教育機関への進学者のうち約24%が専修学校に進学。また、高等教育機関の留学生の約3割が在学。
- ✓ 制度的特徴として、修業年限や教員構成などが大学に比べて自由度が高い。職実を典型に、学校と地域産業が連携したカリキュラム。
- ✓ 各種国家資格の指定養成施設。人手不足の業界に対し、エッセンシャルワーカーを輩出(40以上の国家資格の学歴要件。看護師、介護士の約2/3を輩出するほか、自動車整備士、理容師・美容師、調理師など)

◆ 専修学校の制度的位置づけ



当面の主な課題

○ 職業実践専門課程の推進

- ・ 専門学校のうち、企業等と密接に連携して実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が認定
- ・ 平成25年度に制度化。認定率約4割(1,083校/2,754校) (R4.3月)
- ・ 令和4年度より職業実践専門課程認定校に係る都道府県補助に対し、特別交付税措置
- ・ 認定要件の明確化等により更なる取組の充実・質の向上を図る。

○ 修学支援新制度

- ・ 令和2年度より制度化。
- ・ 専門学校生も修学支援新制度の対象となっており、大学生と同様に支援を実施。
- ・ 今後の中間層の多子世帯や理系学生への支援の拡大の検討。

○ その他

- リスキング・リカレント教育への対応
 - 専門的職業人材においても社会の変化に即した技術等の学び直しが必要
- 留学生の受入れ
 - 高等教育機関への留学生のうち、専門学校の占める割合は約3割(78,844人/228,403人)
 - ※留学生30万人計画を達成した令和元年度
 - コロナで減少した留学生の受入れ再開
 - 卒業後、質の高い専門人材としての国内への定着・就職支援

専修学校制度の概要

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育により、高い就職率を誇る教育機関として重要な役割を果たしている。

○ 目的、課程及び主な要件

目 的	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。 (学校教育法第124条)		
要 件	修業年限1年以上、年間授業時数800時間以上、常時40人以上の在学学生 等		
課 程	<u>高等課程</u> (高等専修学校) 入学資格：中学校卒以上	<u>専門課程</u> (専門学校) 入学資格：高校・高等専修学校 (3年制) 卒以上	<u>一般課程</u> 入学資格：限定なし (学歴不問)

○ 専修学校の現状

区 分	学 校 数	生 徒 数
高 等 課 程	397校	34,077人
専 門 課 程	2,754校	607,029人
一 般 課 程	138校	21,029人
総 計	※ 3,083校	662,135人

※学校数の総計は、それぞれの課程の重複を除く。

○ 他の高等教育機関との比較

区 分	専修学校 専門課程	大 学	短 期 大 学
進 学 率	24.0%	54.9%	4.0%

※進学率はそれぞれ18歳人口に占める入学者の割合。

※大学、短期大学への進学率はそれぞれ学部、本科への進学率。

出典：令和3年度学校基本統計（令和3年5月1日現在）



質保証会議

「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」の開催について

趣旨・検討事項

- 専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校固有の課題等への対応を図る観点から、社会の要請に応える専修学校の質の保証・向上に関する調査研究を行い、もって今後の施策立案等に資する。
- 令和4年度以降、当面の間は、質保証等に係る専修学校設置基準の在り方やグローバル化の進展の中における専修学校の制度的な改善を中心的に扱う。

開催実績（令和4年度）

- 第26回 令和4年9月29日、第27回 令和4年12月15日
これまで、大学設置基準等の改正を受けた専修学校設置基準の在り方や留学生の卒業後の定着促進について議論。

委員

植上 一希	福岡大学人文学部教授
浦部 ひとみ	東京都立葛飾総合高等学校進路指導部、東京都高等学校進路指導協議会事務局次長
大谷 武士	全国中小企業団体中央会労働政策部長
多 忠貴	学校法人電子学園理事長
河原 成紀	学校法人河原学園理事長
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構研究顧問
佐藤 由利子	東京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系地球環境共創コース准教授
寺田 盛紀	京都先端科学大学客員研究員、名古屋大学名誉教授
富田 伸一郎	株式会社ウチダ人材開発センタ代表取締役社長
野田 文香	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部准教授
長谷川 知子	静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課指導班主査
前田 早苗	千葉大学名誉教授
(座長) 吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
吉本 圭一	滋慶医療科学大学教授

※敬称略、五十音順

5



職業実践専門課程

職業実践専門課程について

職業実践専門課程とは

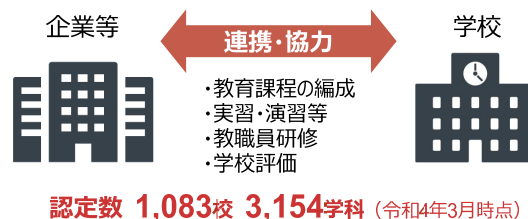
専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度

認定要件

- **専門士※又は高度専門士※**の認定課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して**学校関係者評価と情報公開**を実施

※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上、③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定



認定数 **1,083校 3,154学科** (令和4年3月時点)

認定を受けるメリット

学校

- ・企業等と連携して教育課程の編成や実習等を行うことで、**業界ニーズの把握や、養成する人材像を明確化**でき、より実践的な職業教育を行うことができる。
- ・**学校関係者による学校評価**により、**教育活動や学校運営の改善点**が明確になる。
- ・「職業実践専門課程」という枠組みを通じ、教員や高校生、保護者等に対して、**学校の強みを積極的にアピール**できる。

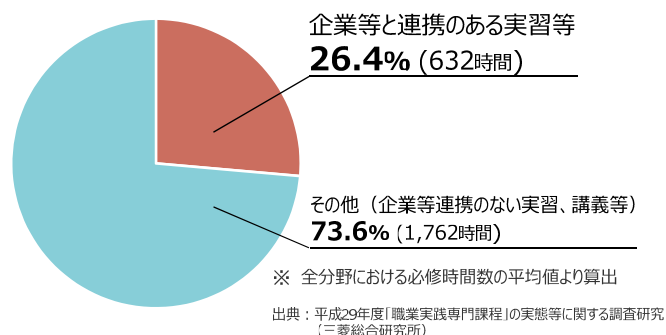
企業

- ・派遣社員の**スキルアップ**や**モチベーション向上**。
- ・生徒の感性や発想を**商品開発や現場の改善**に活かせる。

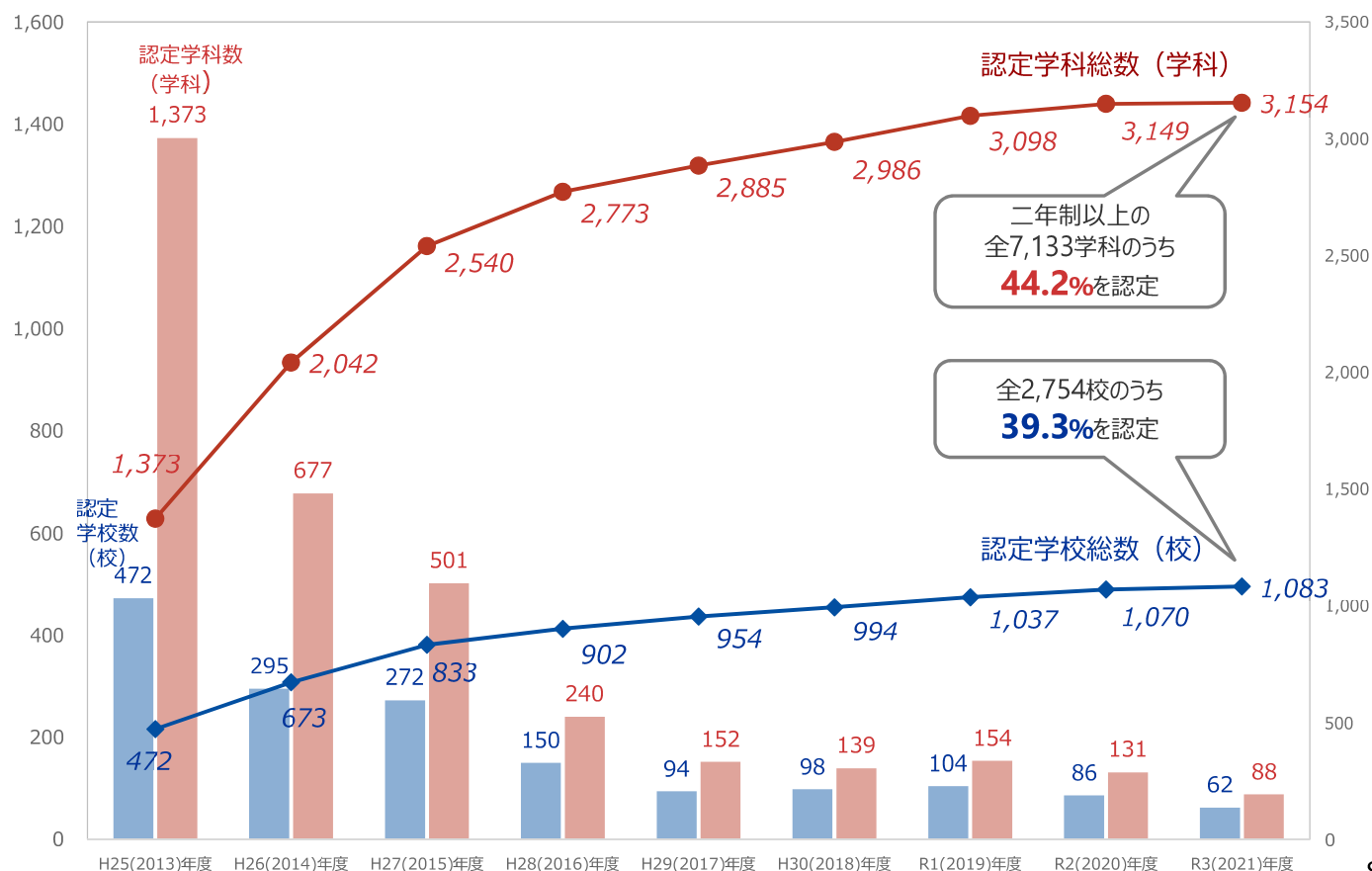
生徒

- ・企業等の**ニーズを反映したカリキュラム**を学べる。
- ・実習等により現場の生の声を聞き、**具体的に働くイメージ**が持てる。
- ・教育訓練給付金を受けることができる。（社会人）

実習の状況



職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移



専修学校の振興に関する要望について

（令和3年11月26日 全国専修学校各種学校総連合会）（抄）

＜専修学校の振興策関連の要望事項＞

1. 「職業実践専門課程」の振興方策の推進

（略）また、都道府県による職業実践専門課程に認定された専門学校への運営費補助に対する取組の促進のため、国において地方財政措置を講ずること。

専修学校等の振興に関する決議

（令和3年11月26日 自由民主党 専修学校等振興議員連盟）（抄）

二、（略）都道府県による職業実践専門課程に認定された専門学校への運営費補助に対する取組の促進のため、国において地方財政措置を講ずること。（略）

9

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

職業実践専門課程について

専門学校のうち、特に企業等との連携体制を構築し、実務の最新知識・技術・技能を身につけられるよう、より実践的な職業教育に取り組んでいる学科について、平成26年度より文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

- ・ **19都府県**で職業実践専門課程認定校への補助を実施。（※令和3年度。実施府県は下図のとおり。）
- ・ 職業実践専門課程が制度化（平成26年度）された翌年度以降、**毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加**。
- ・ 職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、**令和4年度から特別交付税措置**。

参考：職業実践専門課程の認定状況
（令和4年3月25日時点）

- ・ 学校数：1,083校（39.3%）
- ・ 学科数：3,154学科（44.2%）

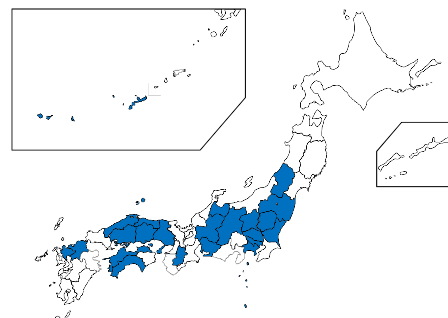
※合計欄の（ ）内の数字は全専門学校数（2,754校）、修業年限2年以上の全学科数（7,133学科）に占める割合。

（職業実践専門課程認定校への補助を行っている都道府県数
（令和4年6月時点））

令和3年度：19都府県



令和4年度：24都府県



図：職業実践専門課程認定校への補助を行っている自治体（令和4年6月時点）
（山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、岐阜県、愛知県、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、沖縄県）

10

職業実践専門課程の既認定学科におけるコース新設時の取扱いについて（経緯）

職業実践専門課程認定学科におけるコースの取り扱いについての要望 （令和4年8月9日 全国専修学校各種学校総連合会）

（略）

職業実践専門課程は学科単位の認定制度となっているため、学科内に複数のコース（専攻）が設定されている場合、全てのコースが要件を満たしていないと、学科全体の認定を受けられません。そのため、例えば既に認定学科でコースの新設、統合、分離（新設等）が行われた際に再認定を受ける必要があり、都道府県所管課及び申請する学校側に再び大きな事務負担が発生し、あわせて認定の断絶が生じる可能性が懸念されています。

（略）

＜職業実践専門課程認定学科におけるコースの取り扱いについての要望事項＞

職業実践専門課程認定学科において、コースの新設等がおこなわれた際、制度の趣旨や認定学科の実態に支障をきたさない範囲で申請手続き（再認定含む）の弾力的な運用を求めます。

令和4年8月9日

自由民主党 専修学校等振興議員連盟
会長 堀谷 立 殿

全国専修学校各種学校総連合会
会長 福田 益 和

職業実践専門課程認定学科におけるコースの
取り扱いについての要望

日頃から専修学校振興のため、ご理解ご支援を賜りますこと、心より御礼申し上げます。
さて、企業等との連携による実践的な職業教育を高等教育において制度的に可視化した
文部科学大臣認定「職業実践専門課程」は平成26年度の制度創設以来、専門学校の機能
強化や質保証の向上といった面で大きな推進力となっております。
認定学科数も年々堅調に推移し、質と量の両面で都道府県における職業教育の要として、
人材育成機関として重要な役割を担ってきました。こうした実績もあり、令和4年度には
認定校（認定学科設置校）への都道府県補助に対する地方財政措置（特別交付税）も実現
するなど、地域活性化の切り札として社会の期待も高まっております。
一方で、職業実践専門課程は学科単位の認定制度となっているため、学科内に複数のコ
ース（専攻）が設定されている場合、全てのコースが要件を満たしていないと、学科全体
の認定を受けられません。そのため、例えば既認定学科でコースの新設、統合、分離（新
設等）が行われた際に再認定を受ける必要があり、都道府県所管課及び申請する学校側に
再び大きな事務負担が発生し、あわせて認定の断絶が生じる可能性が懸念されています。
勿論、質保証の観点から既存の専門学校制度に一定の基準を設けている制度の意義は
重々理解しており、必要以上に運用の簡素化を求めるものではありませんが、上記の点を
踏まえ、以下のとおり要望いたします。

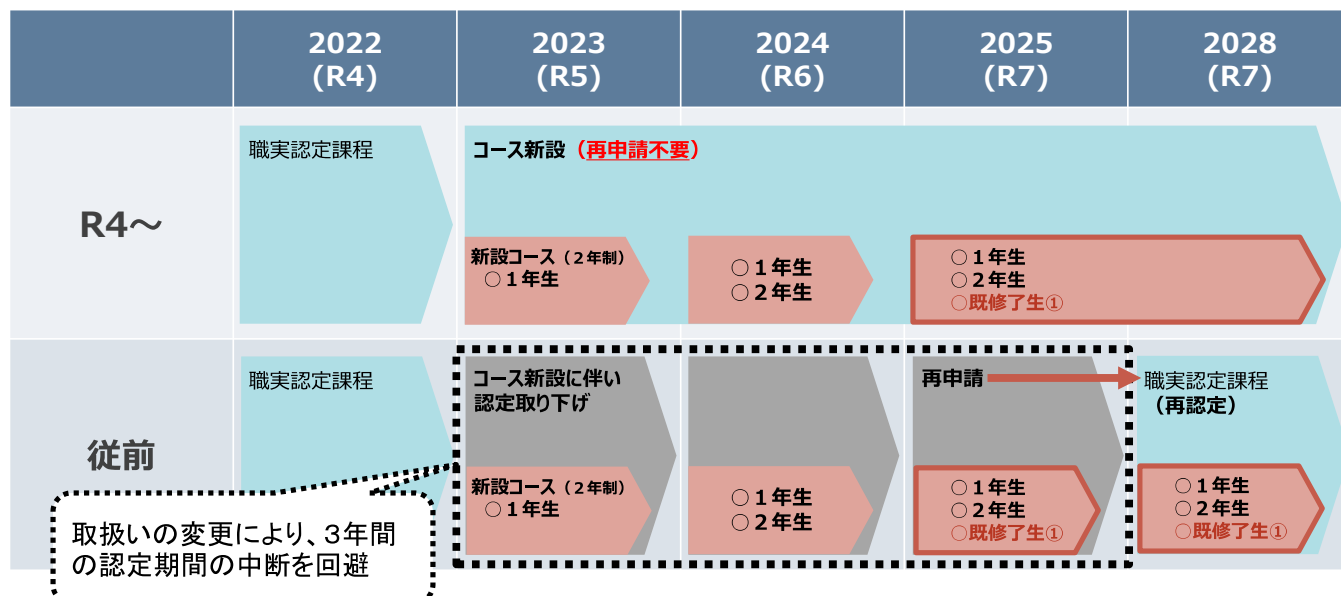
＜職業実践専門課程認定学科におけるコースの取り扱いについての要望事項＞
職業実践専門課程認定学科において、コースの新設等がおこなわれた際、制度の趣旨や
認定学科の実態に支障をきたさない範囲で申請手続き（再認定含む）の弾力的な運用を求
めます。

11

職業実践専門課程の既認定学科におけるコース新設時の今年度からの取扱い

令和4年度からの対応

既認定学科においてコースの新設・統合・分離を行った場合、**当該コースも含め、学科として、引き続
き認定要件を満たしており、学科の設置目的に沿った場合**であれば、引き続き職業実践専門課程とな
ることができることとし、**コース（専攻）の新設等に伴う再認定は不要**とします。



12

（現状）

- 職業実践専門課程（以下「職実」という。）のフォローアップは、認定後３年間を経過した学科を対象に各学校における職実の取組について点検・報告する機会を設けることにより職実の質保証に資する不断の取組を促すもの。「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて（とりまとめ）」においても、令和４年度からの特別交付税措置なども踏まえ、「フォローアップ手法について見直しを行い、更なる質の向上につなげていく。」とされた。
- 他方、各学校では評価や情報公開に係る取組が様々行われている。質の保証を根幹に据えつつ、学校担当者の目線で関連した取組の相互の有効活用が図れないか。

（見直しの考え方（案））

- 要件確認の運用の厳格化の検討？
- 学校関係者評価委員会による確認？
- 文科省への提出項目のオンライン化など？
- 職実の質向上の観点からの定量的な記載事項追加？

13



専修学校に係る「評価」をめぐる状況について

14

専修学校における学校評価・情報公開の状況

区分			実施率・公表率	概要
			平成25年 5月1日現在 → 令和3年 5月1日現在	
情報公開		実施	19.7% → 87.6%	学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報の積極提供
学校評価	自己評価	実施	66.7% → 91.5%	各学校において自らの学校の状況について行う評価
		公表	22.2% → 83.1%	
	学校関係者評価	実施	24.9% → 75.7%	学校関係者による評価 (自己評価の結果を用いて行う)
		公表	8.1% → 71.3%	
	第三者評価	実施	4.8% → 8.2%	学校から独立した第三者が、専門的・客観的視点から行う評価
		公表	2.0% → 7.0%	

全ての専修学校は、学校教育法上、情報公開と自己評価が求められる。

職業実践専門課程においては、学校関係者評価が認定要件とされている（学校教育法施行規則上は努力義務）。

出典：私立高等学校等の実態調査

15

職業実践専門課程ポートレート



一般社団法人
専門職高等教育質保証機構

[トップ](#)
[設置者検索](#)
[学校検索](#)
[学科検索](#)
[学科比較](#)

専門職高等教育の水準の向上と 個性的で多様な発展を

職業実践専門課程ポートレート

画面ID：20

専修学校職業実践専門課程認定校のポートレートシステム(情報公開・提供システム)です。

多言語対応は機械翻訳のため、誤訳の可能性があることをご了承ください。

設置者検索

学校検索

学科検索

学科比較

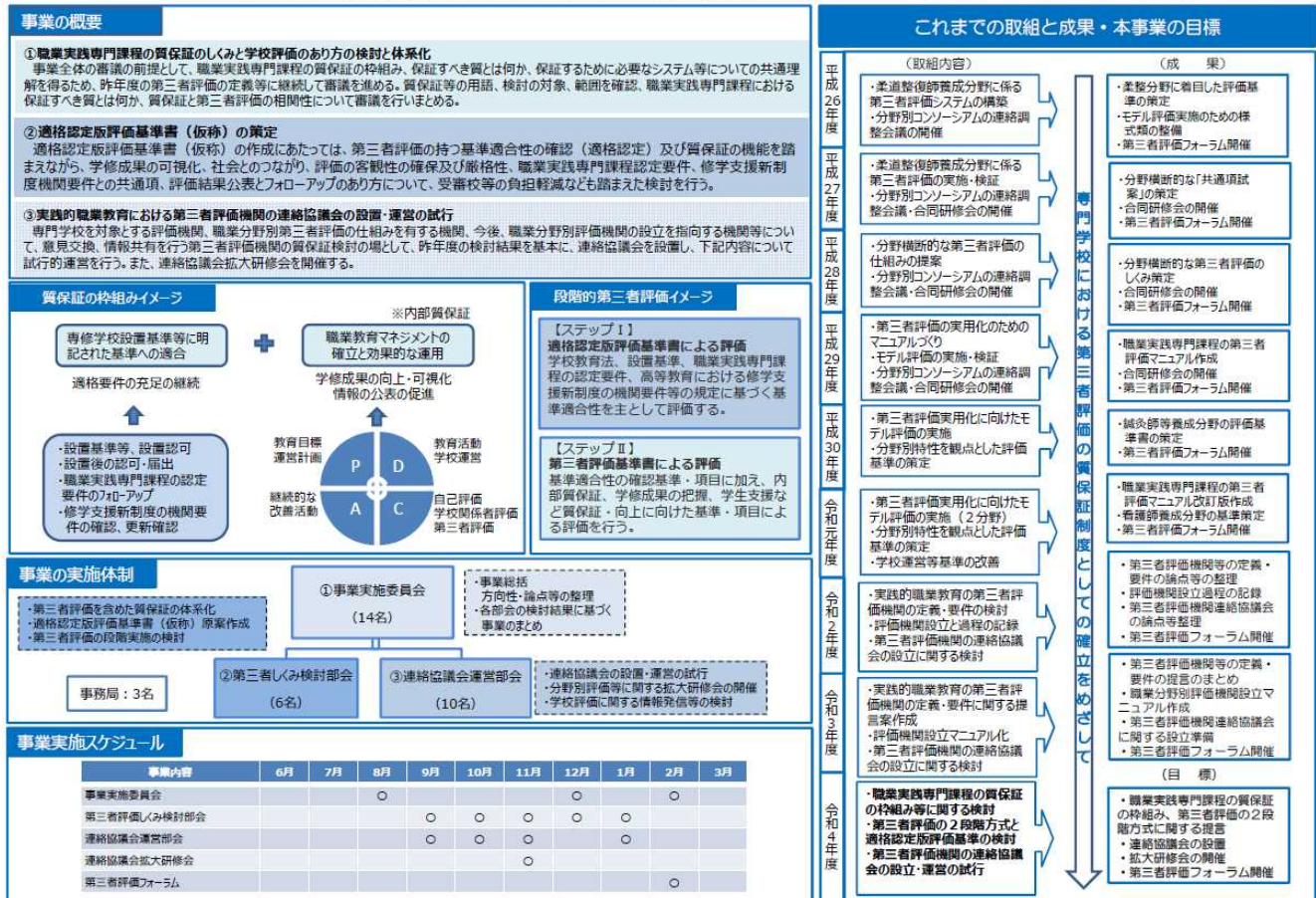
日本語

Translated by machine

16

令和4年度 職業実践専門課程等の充実に向けた第三者評価受審促進のための調査研究・提言

令和4年8月22日
私立専門学校等評価研究機構



17

高等教育の修学支援新制度について（令和2年4月1日より実施）

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】① **授業料等の減免** ② **給付型奨学金の支給**

【支援対象となる学生】 **住民税非課税世帯** 及び **それに準ずる世帯の学生**

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

令和4年度予算額 5,196億円

授業料等減免 2,671億円※

給付型奨学金 2,525億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る地方負担分（405億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,601億円

授業料等減免

○ **各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出**

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

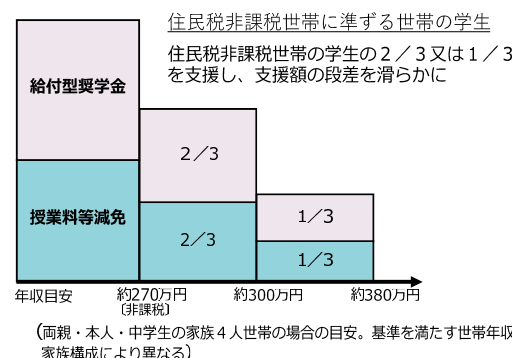
給付型奨学金

○ **日本学生支援機構が各学生に支給**

○ **学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置**

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

○ 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認

○ 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

○ 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等

○ 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>)

大学・専門学校等の要件(機関要件)

○ 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）

* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。

▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）

※ 専門学校の経過措置 ～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

対象機関リストはこちら：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm

19

機関要件の確認(更新)申請・審査の概要

令和4年8月31日公表

区 分	学校数 (R4.4.1) A	確認校数 (R4.4.1) B	新規確認校数 (R4年度) C	確認取消校数 (R4年度) D	確認校数 (R5.4.1) E=B+C-D	(参考) 要件確認割合 E/A
大学・短期大学	1,085	1,064	1	4	1,061	97.8%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,637	2,000	44	11	2,033	77.1%

(注1) 学校数(R4.4.1)には、大学院大学(25校)、学生募集停止・休校・廃校等(172校)を含まない。

令和3年8月31日公表

区 分	学校数 (R3.4.1) A	確認校数 (R3.4.1) B	新規確認校数 (R3年度) C	確認取消校数 (R3年度) D	確認校数 (R4.4.1) E=B+C-D	(参考) 要件確認割合 E/A
大学・短期大学	1,086	1,065	1	1	1,065	98.1%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,683	1,965	51	7	2,009	74.9%

(注1) 学校数(R3.4.1)には、大学院大学(25校)、募集停止決定済(75校)、休校状態(86校)を含まない。
また、廃校・統廃合により確認校でなくなる予定の10校も含まない。

令和2年9月11日公表

区 分	学校数 (R2.4.1) A	確認校数 (R2.4.1) B	新規確認校数 (R2年度) C	確認取消校数 (R2年度) D	確認校数 (R3.4.1) E=B+C-D	(参考) 要件確認割合 E/A
大学・短期大学	1,082	1,051	13	4	1,060	98.0%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,688	1,689	284	6	1,967	73.2%

(注1) 学校数(R2.4.1)には、大学院大学(25校)、募集停止決定済(82校)、休校状態(95校)を含まない。
また、廃校・統廃合により確認校でなくなる予定の14校も含まない。

20

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）

平成29年12月6日締結
平成30年 2月1日発効

背景

- 1983年:ユネスコの下、バンコク(タイ)において前身の規約を採択。
- 2011年11月:ユネスコの下、東京において開催された国際会議において、本規約を採択。

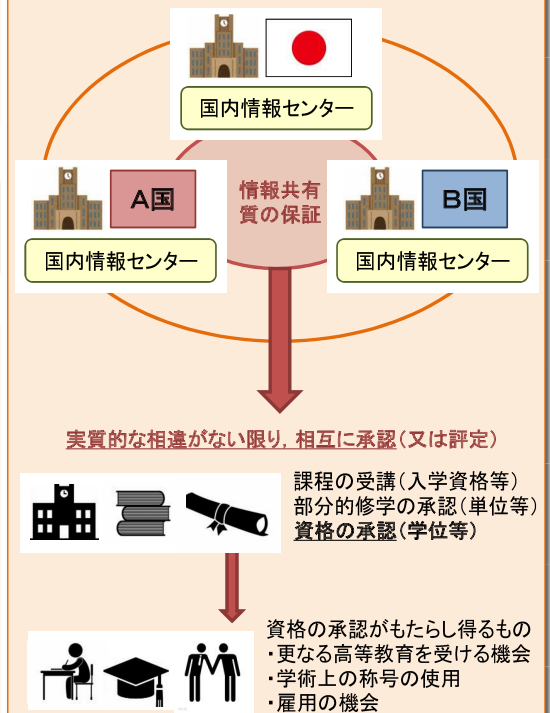
目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

主な内容

- ◆ 締約国は、資格の評定・承認の手續及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。(第3章)
- ◆ 締約国は、資格の内容に実質的な相違がない限り、下記①～③について、他の締約国が付与した高等教育の資格(含:オンライン学習等による資格)を承認又は評定する。
 - ① 高等教育課程を受講するための要件(入学資格等)(第4章)
 - ② 部分的な修学(単位等)(第5章)
 - ③ 高等教育の資格(学位等)(第6章)
- ◆ 各国は国内情報センターを設立し、情報を交換する。(第8章)

資格の相互承認の仕組み



【参考】和文テキスト(訳文): http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1399120.htm ※文部科学省HP

原文: http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48975&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html ※ユネスコHP

高等教育の資格の承認に関するガイドライン: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1404607.htm ※文部科学省HP

21

ユネスコ「高等教育の資格の承認に関する世界規約」について

背景

- ユネスコは、1970年代以降、学修経験の承認を他の国においても衡平・公正に取り扱うことの重要性を認識し、高等教育の資格(入学資格、単位、学位を含む)の承認等を促進させることを目的に、6つの「地域規約」を採択(いずれも発効済)。
- グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発揮する目的で、2019年第40回ユネスコ総会にて「高等教育の資格の承認に関する世界規約」を採択。



世界規約

6つの地域規約と協調して相乗効果を発揮して高等教育の資格の承認のための包括的な世界的枠組みを提供し、高等教育における学生等の世界的な移動を容易にするとともに、国際協力を促進・強化。
(20カ国の締結により発効: 2022年8月現在16カ国(注)が締結)

アジア太平洋

旧規約(21)

東京規約(12)

2011年採択、2018年発効

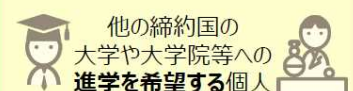
※我が国は2017年12月に締結

※()内は締約国数、*は未発効の規約

締結の意義

【個人(学生等)のメリット】

高等教育を受ける機会



資格の承認

教育制度の異なる他の締約国においても入学試験を受験する機会を確保

【我が国のメリット】

- ◆ 世界の各地域から我が国への外国人留学生の受入れに寄与。
- ◆ 世界の各地域への日本人学生の海外留学の送り出しに寄与。
- ◆ 高等教育の国際化に対する我が国の積極的な姿勢を内外に示すことができる。

主な内容

- ◆ 締約国における資格の承認は、透明性のある、公正な、時宜を得た及び無差別なものであるべきである。(第3条)
- ◆ 締約国は、資格等の内容に実質的な相違がない限り、他の締約国が付与した入学資格や学位等の資格(オンライン学習等を通じて取得された資格を含む)を承認し、又は評定する。また、単位などの部分的な修学及び従前の学習を承認し、又は評定することができる。(第4条～第6条)
- ◆ 各締約国は、公式の「国内情報センター(注)」を設立し、及び維持し、自国の高等教育制度等に関する情報へのアクセスを提供する。(第8条)

(注) 日本国内においては、(独)大学改革支援・学位授与機構に設置されている「高等教育資格承認情報センター」が担当予定

高等教育資格承認情報センター設立



高等教育資格承認情報センター
National Information Center
for Academic Recognition Japan

（独）大学改革支援・学位授与機構内に創設（2019年9月1日）

◆ 目的

- ✓ 日本の高等教育資格の国際通用性の確保
- ✓ 諸外国との円滑な資格の承認に貢献すること

◆ 業務内容

- (1) **日本**の高等教育制度、各種高等教育機関概要・一覧、入学要件、資格、質保証の仕組みに関する情報提供
- (2) 東京規約締約国を主とした**外国**の教育制度、資格、質保証制度に関する情報提供
- (3) 諸外国の国内情報センター（NIC）等との連携
- (4) 各種調査研究

出典：2021年2月22日 東京規約とNIC、資格枠組みの国際的動向

令和2年度文部科学省委託事業 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進成果報告会・セミナー

23

令和5年1月23日(月)
第8回教育未来創造会議
ワーキンググループ 資料

教育未来創造会議ワーキング・グループ 第2次提言に向けた論点整理（案）（抜粋）

Ⅲ. 具体的方策

1. コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策

(2) 外国人留学生の受入れ方策

＜検討の方向性＞

- ② 入学段階での要件・手続きの段力化
 - ・ 高等専修学校への留学の際の日本語能力要件の緩和

2. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備

(2) 外国人留学生等の高度外国人材の定着率の向上

＜検討の方向性＞

- ③ 関連する在留資格制度の改善
 - ・ 在留資格の運用の見直しと周知促進（専門学校卒業者の要件緩和（技術・人文知識・国際業務、特定活動等）、技術・人文知識・国際業務での業務内容の明確化、非漢字圏出身者も含めた日本語教育機関の在学期間の在り方の検討）

3. 教育の国際化の推進

(1) 国内大学等の国際化

＜検討の方向性＞

- ・ 国際標準教育分類における高度専門士の位置づけの見直しと国家学位資格枠組みの検討



専門学校に特徴的なデータ

25

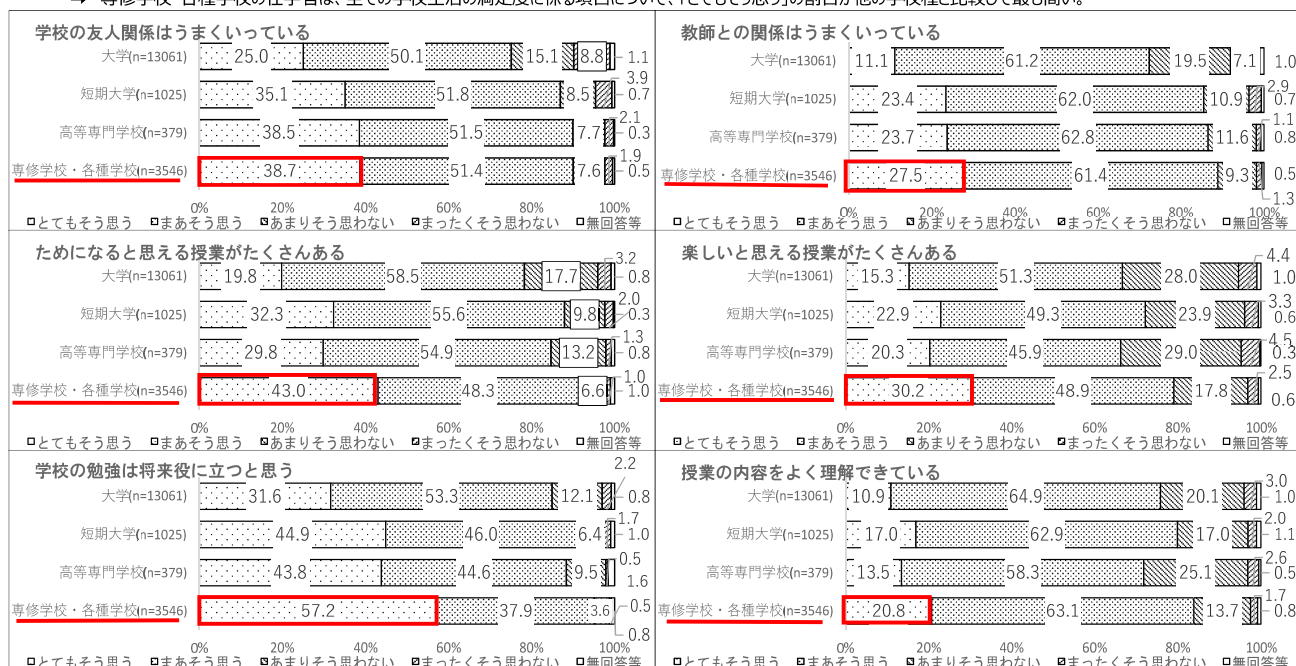
21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）結果（第19回・令和3年8月公表）



調査結果概要

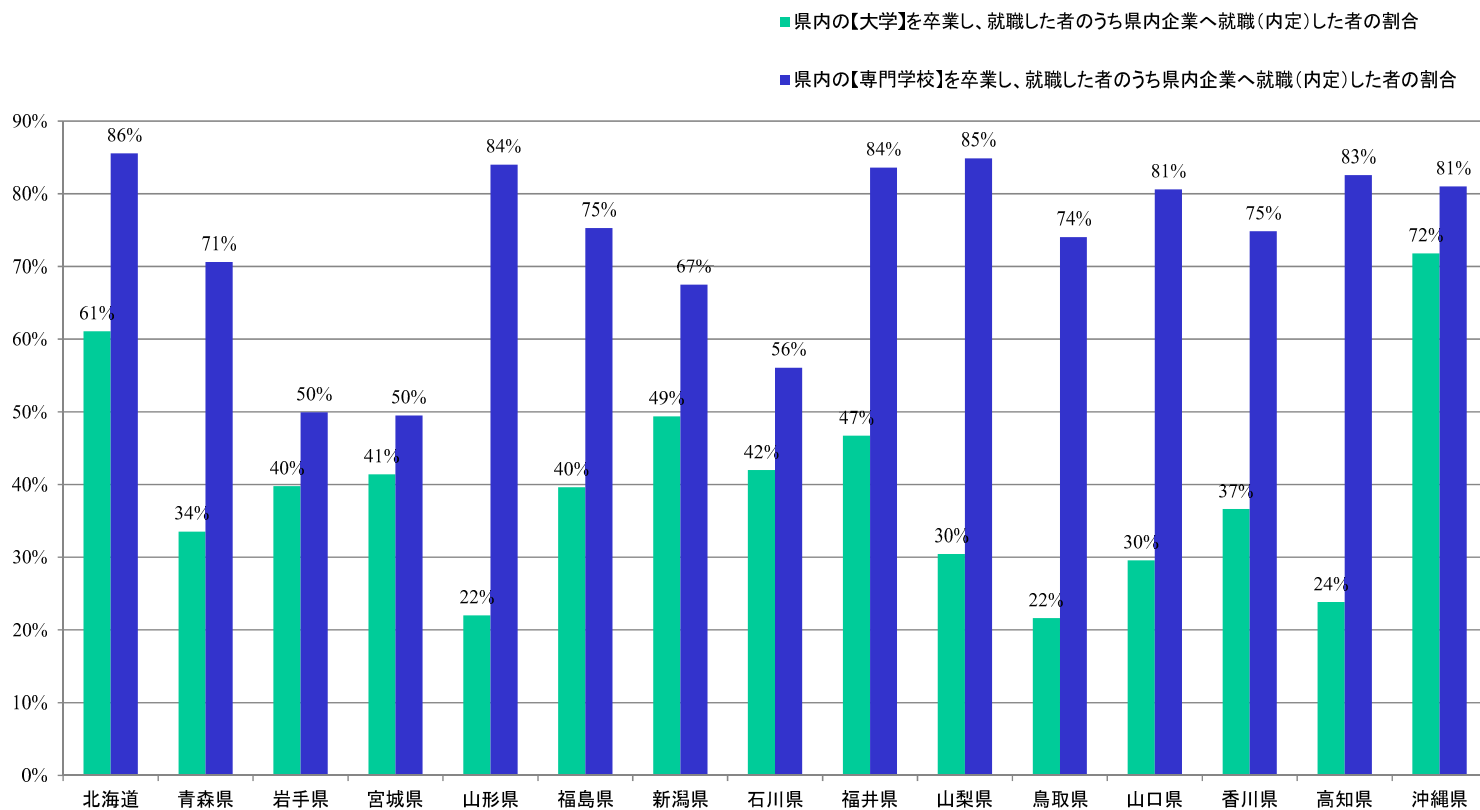
学校生活の満足度

⇒ 専修学校・各種学校の在学者は、全ての学校生活の満足度に係る項目について、「とてもそう思う」の割合が他の学校種と比較して最も高い。



26

専門学校・大学卒業者における地元就職の状況



令和3年3月卒業者の状況
文部科学省専修学校教育振興室調べ(各県の労働局発表の就職内定状況調査より作成)

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2023 事業報告

実践的職業教育における第三者評価のステップと公的質保証

事業実施委員会 委員長

東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

事業 1. 職業実践専門課程の質保証のしくみと学校評価のあり方の検討と体系化

資料①「令和 4 年度 職業実践専門課程等の充実に向けた第三者評価受審促進のための
調査研究・提言」 職業教育評価機構

資料②「専修学校における職業教育のマネジメント概念図（案）」 文部科学省

事業 2. 適格認定版評価基準書（仮称）の策定

資料③「職業実践専門課程における質保証」 職業教育評価機構

資料④「職業実践専門課程認定要件充足状況の自己点検シート案」同機構

資料⑤「法令要件基準の適合に関する確認方法等（案）」同機構

事業 3. 実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の設置・運営の施行

資料⑥「職業実践専門課程の職業分野における企業側と学校側の関係」

以上

事業の概要

① 職業実践専門課程の質保証のしくみと学校評価のあり方の検討と体系化

事業全体の審議の前提として、職業実践専門課程の質保証の枠組み、保証すべき質とは何か、保証するために必要なシステム等についての共通理解を得るため、昨年度の第三者評価の定義等に継続して審議を進める。質保証等の用語、検討の対象、範囲を確認、職業実践専門課程における保証すべき質とは何か、質保証と第三者評価の相関性について審議を行いまとめる。

② 適格認定版評価基準書（仮称）の策定

適格認定版評価基準書（仮称）の作成にあたっては、第三者評価の持つ基準適合性の確認（適格認定）及び質保証の機能を踏まえながら、学修成果の可視化、社会とのつながり、評価の客観性の確保及び厳格性、職業実践専門課程認定要件、修学支援新制度機関要件との共通項、評価結果公表とフォローアップのあり方について、受審校等の負担軽減なども踏まえた検討を行う。

③ 実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の設置・運営の試行

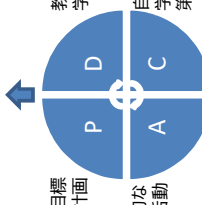
専門学校を対象とする評価機関、職業分野別第三者評価の仕組みを有する機関、今後、職業分野別評価機関の設立を指向する機関等について、意見交換、情報共有を行う第三者評価機関の質保証検討の場として、昨年度の検討結果を基本に、連絡協議会を設置し、下記内容について試行的運営を行う。また、連絡協議会拡大研修会を開催する。

質保証の枠組みイメージ

専修学校設置基準等に明記された基準への適合
適格要件の充足の継続

※内部質保証

職業教育マネジメントの確立と効果的な運用
学修成果の向上・可視化
情報の公表の促進



・設置基準等、設置認可・届出
・職業実践専門課程の認定
・要件のフォローアップ
・修学支援新制度の機関要件の確認、更新確認

段階的第三者評価イメージ

【ステップⅠ】

適格認定版評価基準書による評価
学校教養法、設置基準、職業実践専門課程の認定要件、高等教育における修学支援新制度の機関要件等の規定に基づき基準適合性を主として評価する。

【ステップⅡ】

第三者評価基準書による評価
基準適合性の確認基準・項目に加え、内
部質保証、学修成果の把握、学生支援など
と質保証・向上に向けた基準・項目による
評価を行う。

事業の実施体制

・第三者評価を含めた質保証の体系化
・適格認定版評価基準書（仮称）原案作成
・第三者評価の段階実施の検討

① 事業実施委員会
(14名)

・事業総括
方向性・論点等の整理
・各部会の検討結果に基づく
事業のまとめ

② 第三者しくみ検討部会
(6名)

・連絡協議会の設置・運営の試行
・分野別評価等に関する拡大研修会の開催
・学校評価に関する情報発信等の検討

事業実施スケジュール

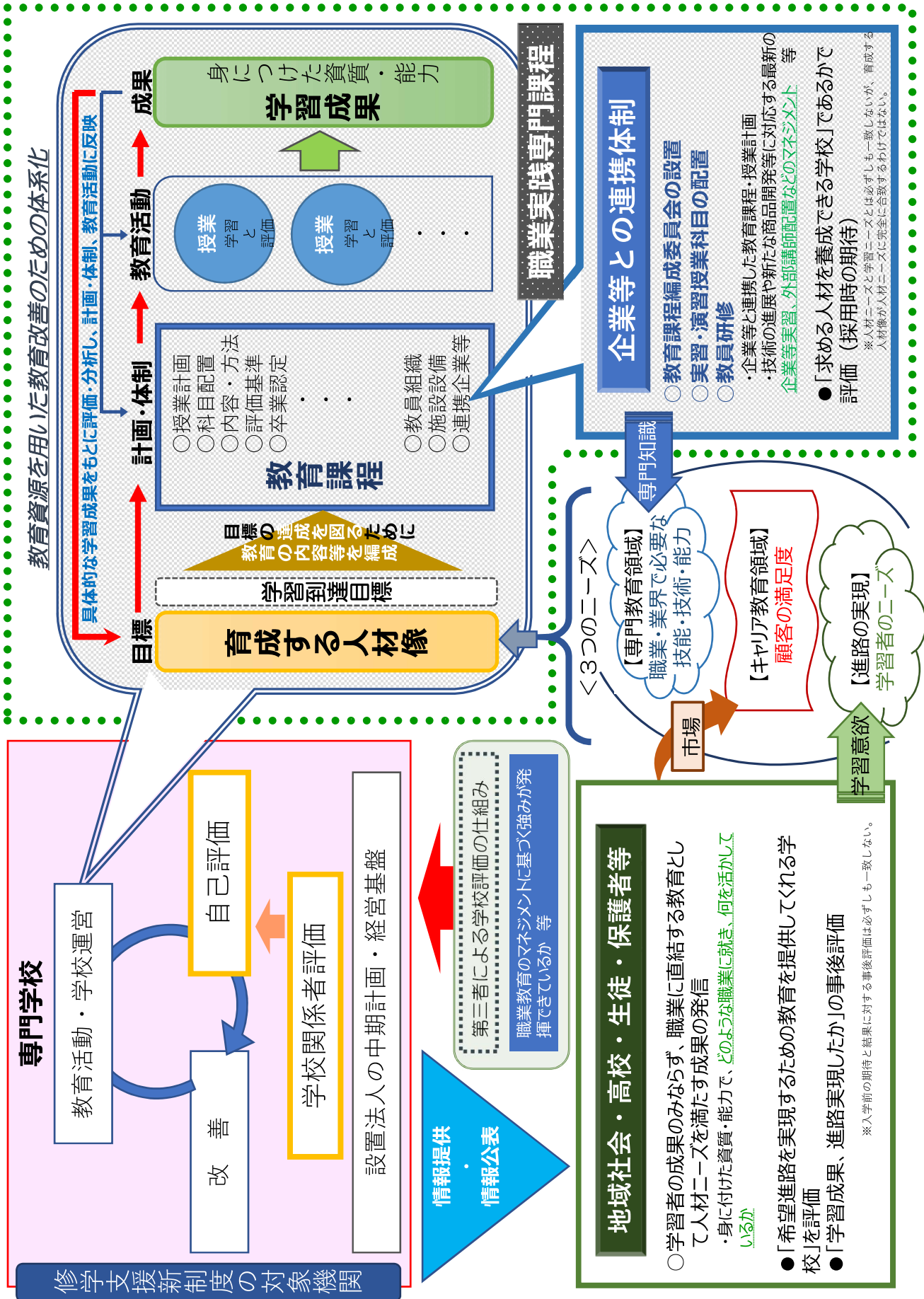
事業内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業実施委員会										
第三者評価しくみ検討部会			○				○		○	
連絡協議会運営部会				○	○	○	○	○		
連絡協議会拡大研修会					○	○				
第三者評価フォーラム									○	

これまでの取組と成果・本事業の目標



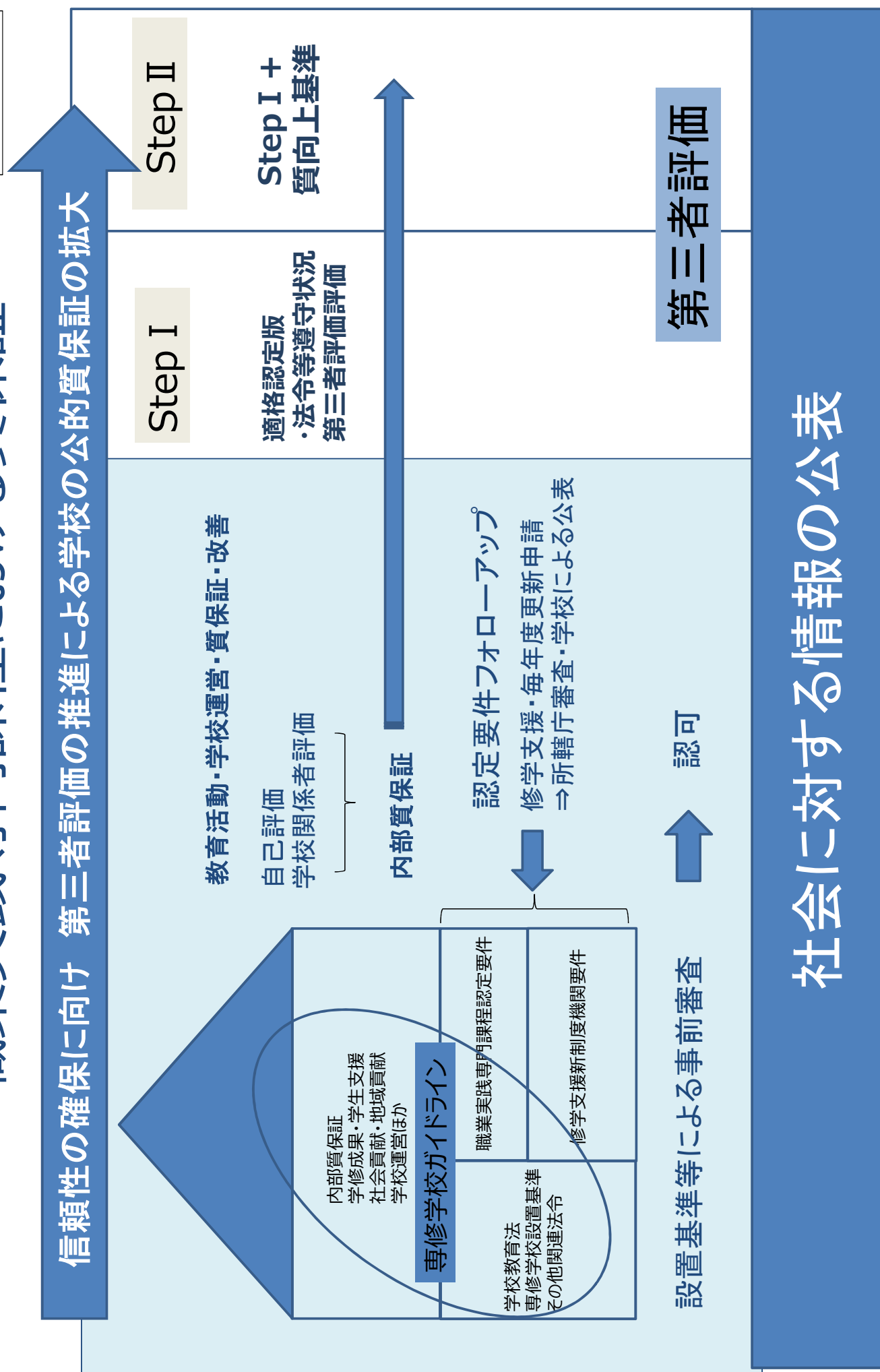
専修学校における職業教育のマネジメント概念図（案）

資料②



職業実践専門課程における質保証

資料③



職業実践専門課程認定要件充足状況の自己点検シート案

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	認定要件
1 専門士・高度専門士の認定	○課程修了者の称号(専門士又は高度専門士)を学則に規定している			□学則 □前年度の状況を記載した別紙様式4(1ページの該当欄)、 ※以下別紙様式は全て前年度の状況を記載したもの	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件1 △専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程第2条(専門士の称号)、第3条(高度専門士の称号) △学校教育法第125条(専門課程)、第126条(専門学校)	○修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程として文部科学大臣が認めた課程であること
2 企業等と連携した教育課程編成	○以下の全ての要件を満たしている ①企業等との連携体制を確保して、専修学校専門課程の教育課程の編成を行うため、専修学校専門課程の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議(以下「教育課程編成委員会等」という。)を設置している ②教育課程編成委員会等を少なくとも年2回以上開催している ③教育課程編成委員会等の意見を活用して、教育課程の編成を行っている			□学則及び別表(教育課程及び授業時数) □別紙様式4(1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。))との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係)及び授業科目の概要 □別紙様式3-1(教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由書) □教育課程編成委員会等の位置付けに係る諸規程 □教育課程編成委員会等の規則 □学校又は法人の組織図 □教育課程編成委員会の記録(記入要項を満足したもの)	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件2 △学校教育法第128条第4項(目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱) △学校教育法施行規則第165条の2(方針の策定)、第172条の2(情報の公表) △学校教育法施行規則第183条の2(教育課程) △専修学校設置基準第8条の2(授業科目)	○専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること
3 企業等と連携した実習・演習の授業	○以下の全ての要件を満たしている ①企業等と協定書等(覚書や契約書等を含む。以下同じ。)や講師契約等を締結して実習・演習等を行っている ②実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について企業等と連携している ③学修成果の評価や単位認定にあたり、生徒が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っている			□学則及び別表(教育課程及び授業時数) □別紙様式4(2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係) □別紙様式2-1(実習・演習等において連携する企業等一覧) □別紙様式2-2(企業等と連携した実習・演習等) □企業等との連携に関する協定書等や講師契約書(本人の同意書及び企業等の承諾書)等 □学修成果の評価や単位認定に関する文書	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件3	○企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業(以下「実習・演習等」という。)を行っていること
4 企業等と連携した教員の研修	○教員の業務経歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、以下の両方の要件を満たしている ①企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させている ②企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させている			□別紙様式4(3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に進めていること。」関係) □研修等に係る諸規程 □前年度における研修等の実績(記入要項を満足したもの) □当年度における研修等の計画(記入要項を満足したもの)	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件4	○企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に進めていること

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合は正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	認定要件
5 学校関係者評価の実施と公表	○自己評価の結果に対する学校関係者評価を行い、その結果を公表している			□別紙様式4(4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係) □自己評価結果公開資料 □学校関係者評価結果公開資料(自己評価結果との対応関係が具体的に分かる評価報告書)	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件5 △学校教育法第42条(学校評価) △学校教育法施行規則第66条(自己評価)、第67条(学校関係者評価)、第189条(準用)	○学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を公表していること
6 学校関係者評価における関係企業等の役員等の参画	○以下の全ての要件を満たしている ①学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他必要な委員(保護者、卒業生等)により組織される委員会(以下「学校関係者評価委員会」という。)を設置している ②「専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」で掲げられた項目(教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等)について評価を行っている ③学校関係者評価の評価結果について、ホームページ、刊行物等への掲載などの方法により広く社会に公表している			□別紙様式4.同上 □別紙様式3-2(委員会の企業等委員の選任理由書) □学校関係者評議員会の記録 □学校関係者評価結果のホームページ等での掲載欄	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件6	○前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること
7 企業等に対する教育活動・学校運営に関する情報提供	○以下の全ての要件を満たしている ①「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」で掲げられた項目(学校の概要、目標及び計画、各学科等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等)について情報提供を行っている ②ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、などを通じて恒常的に情報提供を行っている			□別紙様式4(5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係) □専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインの項目について、ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、などを通じて恒常的に情報提供を行っていることが分かる資料	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件7 △学校教育法第43条(情報提供)	○企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合は正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	認定要件
8	・認定課程に関する情報の提供	○職業実践専門課程に認定された課程に関する情報は、その活用の促進に資するよう、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している		□職業実践専門課程の別紙様式4のホームページ等での掲載欄	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)2項(情報提供)	○認定課程に関する情報の提供
	・別紙様式4を公開するとともに、当該記載内容について適宜更新を行い、公表年月日については、更新された際の最新の公表年月日を記載し、また、原則として、最新の別紙様式4を用いて毎年度7月末を基準日として情報を更新している					
9	その他	○認定後に以下の変更があった場合は、適切に手続きを行っている ・学校名、課程名、学科名、昼夜の別、修業年限のいずれかの変更 ・学科の廃止 ・職業実践専門課程としての要件に該当しなくなった ・既に認定されている学科に、コース等の設置、統合、分離のいずれかが行われた場合は様式8を提出		・該当する様式 □様式5(認定された専修学校の専門課程の名称変更の届) □様式6(認定された専修学校の専門課程の廃止の届) □様式7(認定された専修学校の専門課程の要件の不適合の届) □様式8(認定された専修学校の専門課程におけるコースの設置等の届)	○「職業実践専門課程」に関する主な質問に対する基本的考え方(Q&A)	○その他、認定後の手続き等の有無

■大学等における修学の支援に関する法律による機関要件の確認を受けていることの自己点検

点検する項目	点検する内容等	点検結果	根拠条項等
・文部科学大臣等により、授業料等減免を行おうとする大学等の確認の有無	○確認を受けている、△受けていない ○確認を受けている場合は、確認申請書又は更新確認申請書(様式第2号の1-②、様式第2号の2-①、様式第2号の3、様式第2号の4-②までの申請書の部分)をインターネットの利用により公表している		○大学等における修学の支援に関する法律第7条(大学等の確認) ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条、第3条(大学等の確認要件)、第5条(確認の申請等)第1項(確認申請書の提出)、第3項(更新確認申請書の提出)

■法令等による指定養成施設等の自己点検

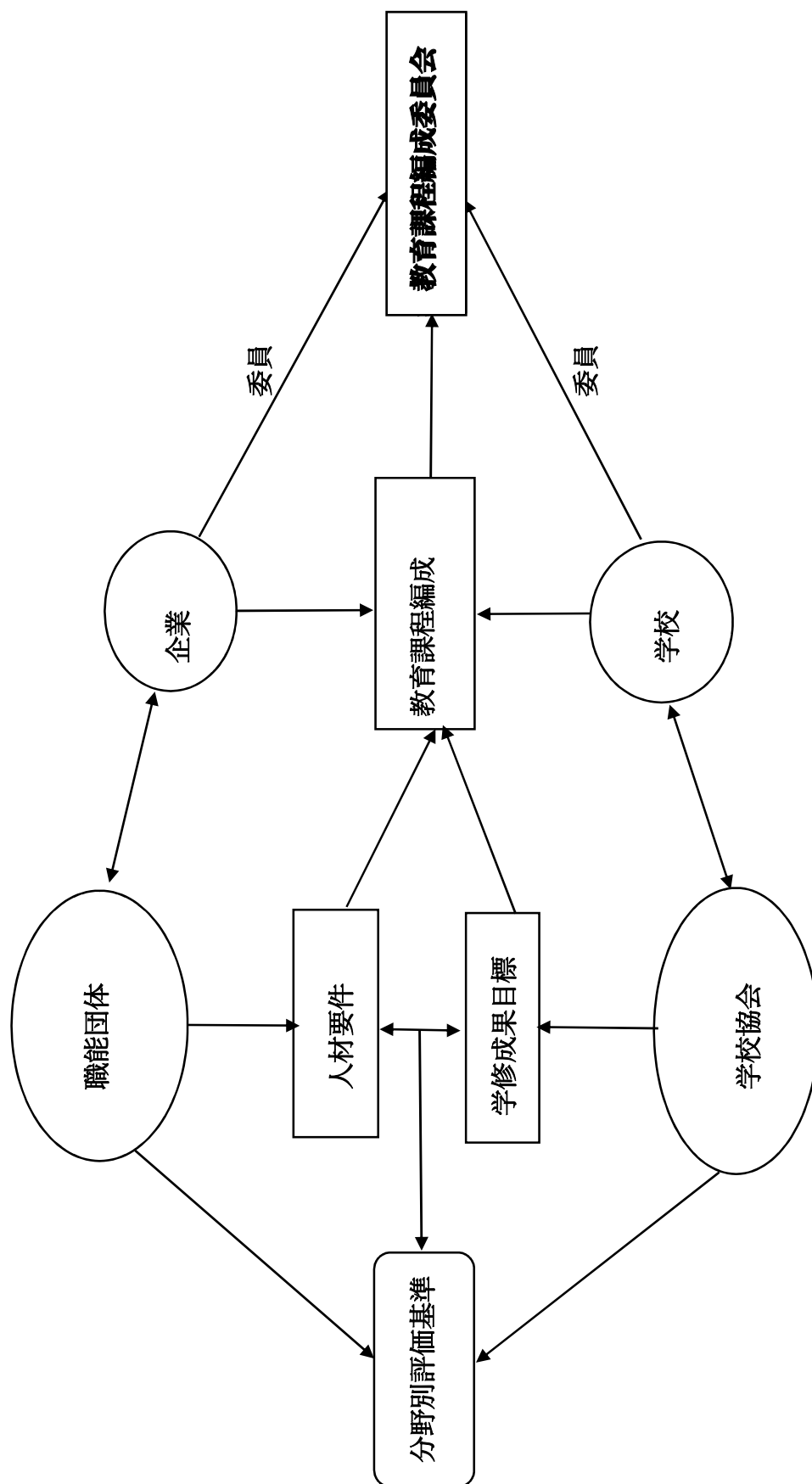
※法令等による指定を受けた養成施設等の学科を設置している場合は、以下を記入し、法令等に基づき提出した報告、届出のコピーを添付。

学科名	指定年度	指定を受けている法令	指定(認定)基準 指定要領・ガイドライン等	報告、届出の名称
(記入例) △△△学科	×年度	△△△法	△△△養成施設指定規則△△△養成施設の設置及び運営に係る指針	政令〇〇条の規定に基づく報告

法令等要件基準の適合に関する確認方法等

項目	法令等による基本要件 適合状況	職業実践専門課程認定要件 充足状況
1 対象校	専門学校	職業実践認定学科設置校
2 目的	専門学校の質保証の一環として実施する。 ①専門学校教育の基本的な質・水準の明確化 ②基本要件に関する自己点検・結果公表による学校の説明責任への支援 ③第三者評価の動機づけ促進	専門学校の質保証の一環として実施することを制度化。 ①認定要件の充足、実践的職業教育の質・水準の明確化 ②学校が行う職業教育の認知度の向上 ③関連する企業・団体等との連携強化への支援
3 確認方法	①「自己点検シート」は、機構から提供（機構 HP） ①学校は自己点検し、点検文書（エビデンス）を整備、点検結果を公表 ③第三者評価機関は、希望する学校に対して確認を行い、改善状況を確認して結果公表	①「自己点検シート」を機構から提供、学校が自己点検し、点検文書（エビデンス）を整備 ②学校は第三者評価機関選定し、点検シート、点検文書（エビデンス）を機関に提出 同時に「法令等による基本要件適合性の自己点検シート」提出 ③第三者評価機関は確認を行い、結果を公表
4 確認結果・公表	①基本要件全体について、適合/不適合（1項目でも不適があれば） ②第者評価機関は改善状況を確認し結果公表	①認定要件ごとに適合/不適合を表示 ②項目ごとに是正事項、改善事項、特長ある取組をコメント ③結果を公表
5 結果への対応	①是正すべき事項として指摘された事項に対し改善計画策定、第三者評価機関に提出 ②改善結果を第三者評価機関に提出	①是正、改善項目に対して、学校は計画を提出、改善後、結果報告 ②改善経過も加え、結果公表
6 確認実施体制	第三者評価機関に委員会及び部会（委員会兼務）において確認	第三者評価機関に委員会及び部会（委員会兼務）において確認
7 確認有効期間	自己チェック 1 年 第三者評価機関 5 年間	認定から 5 年ごとに確認 自己チェックは毎年 第三者評価機関 5 年間
8 確認スケジュール	評価機関への申込期限設定 確認期間は年度内	評価機関への申込期限設定 確認期間は年度内
9 評価経費	有料	有料

職業実践専門課程の職業分野における企業側と学校側の関係 (分野別評価と教育課程編成)



令和 5 年 2 月発行（禁無断掲載）

令和 4 年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程の第三者評価フォーラム
【プログラム/配付資料】

発行 特定非営利活動法人 職業教育評価機構
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6 階
電話 03-3373-2914 FAX 03-3378-962
E-mail: info@hyouka.or.jp URL: <http://hyouka.or.jp>